

第百二十八回 参議院環境特別委員会會議録第六号

平成六年一月二十八日(金曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

十一月十一日

辞任

南野 知恵子君

補欠選任

狩野 安君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

竹村 泰子君

石渡 清元君

小野 清子君

堂本 暁子君

横尾 和伸君

委員

石川 弘君

狩野 安君

野間 起君

真島 一男君

大脇 雅子君

清水 澄子君

西野 康雄君

刈田 貞子君

河本 英典君

勝木 健司君

有働 正治君

政府委員  
長

環境庁長官官房

事務局側

第二特別調査室

小林 正二君

本日の会議に付した案件

○水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第二号外七四件)

○沖縄やんばるの自然保護の施策に関する請願(第一二〇九号外二件)

○委員長(竹村泰子君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十一月十一日、南野知恵子君が委員を辞任され、その補欠として狩野安君が選任されました。

○委員長(竹村泰子君) これより請願の審査を行います。

第二号水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願外七十七件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第二号水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願外七十七件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十一分散会

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第三〇二号)(第三二二一号)(第三二六号)(第三二〇号)(第三四〇号)(第三

三四四号)

第三〇二号 平成五年十月二十九日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三二通)

請願者 東京都府中市武蔵台一ノ四ノ九

金内加寿子外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二二一号 平成五年十一月一日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三二通)

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町四ノ一

五ノ一九 小池朝子外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二六号 平成五年十一月二日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三二通)

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町四ノ一

五ノ一九 小池信雄外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二〇号 平成五年十一月二日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都青梅市西分町二ノ八五 山崎千枝子外四十九名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四〇号 平成五年十一月四日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三二通)

請願者 広島市安佐南区沼田町伴四、九二

〇ノ五 月野美恵子外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四四号 平成五年十一月四日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都杉並区浜田山四ノ五ノ二九

ノ二〇一 木村芳子外五十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

十一月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第三五四号)(第三七〇号)(第三七九号)(第四二二号)(第四八六号)

第三五四号 平成五年十一月五日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三二通)

請願者 長野市妻科二三四 徳武美和子外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七〇号 平成五年十一月八日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 長野県更埴市雨宮八六 半田すぎ子外二名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七九号 平成五年十一月九日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 静岡市北安東一ノ二九ノ二〇 澤田佳子外二名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二二号 平成五年十一月十日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 東京都青梅市長瀬四ノ一、三七四 中村佐久外二名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四八六号 平成五年十一月十一日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 広島県廿日市市佐方三ノ一四ノ三 七 白銀徹三外二名

紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（第五五八号）（第五六三号）（第六〇七号）（第六三六号）（第六七五号）（第七〇五号）

第五五八号 平成五年十一月十二日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 長野県大町市神栄町 松澤徳雄外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五六三号 平成五年十一月十二日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 長野県塩尻市宗賀二、七八三ノ一 小林英夫外十六名  
紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六〇七号 平成五年十一月十五日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 長野県大町市大字大町二、六〇八 林達也外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三六号 平成五年十一月十六日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 福島市渡利字小久保四二 大竹栄外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇五号 平成五年十一月十八日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 福島市渡利字川岸町一一ノ六 持地忠雄外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七五号 平成五年十一月十七日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 福島市渡利字西ノ内二五ノ一九 三浦芳彦外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五九号 平成五年十一月十九日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡茨城町常井四四〇 鶴町昌次外九名  
紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八四三号 平成五年十一月二十二日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 福島市渡利柳小路二〇 大河内喜六外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八八八号 平成五年十一月二十四日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 東京都品川区西五反田二ノ二二ノ五 大島政子外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三三号 平成五年十一月二十五日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 静岡県焼津市すみれ台一ノ七ノ一 七 能美紀子外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（第七二七号）（第七五九号）（第八四三号）（第八八八号）（第九三三号）

第七二七号 平成五年十一月十九日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（三通）

請願者 福島市渡利字西ノ内二五ノ一九 三浦芳彦外二名  
紹介議員 紀平 梯子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（第七二七号）（第七五九号）（第八四三号）（第八八八号）（第九三三号）

る患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一〇三二号)(第一〇三七号)(第一〇八六号)

一、沖縄やんばるの自然保護の施策に関する請願(第一二〇九号)(第一二一〇号)

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一一三七号)(第一二〇九号)(第一二七八号)(第一三五六号)

一、沖縄やんばるの自然保護の施策に関する請願(第一二七二号)

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一四〇一号)(第一四三六号)(第一五五六号)(第一五六八号)

第一〇三二号 平成五年十一月二十六日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二十通)

請願者 静岡県焼津市小川二、三九六ノ五  
小網圭子外十九名

紹介議員 紀平 倭子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇三七号 平成五年十一月二十六日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字不時沼一三二 大越タケノ外十三名

紹介議員 清水 澄子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇八六号 平成五年十一月二十九日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二十通)

請願者 東京都渋谷区広尾二ノ九ノ三八

松村収外十九名  
紹介議員 紀平 倭子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二〇九号 平成五年十一月二十九日受理  
沖縄やんばるの自然保護の施策に関する請願(二通)

請願者 沖縄市宇城原七五ノ一一 小橋川清外千九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君  
「パリカン刈り」と呼ばれる森林の皆伐、北部山地の背骨、山の尾根尾根を貫く幅員五メートル、全長約三十八キロメートルの広域基幹林道・大國林道を始め全国平均を超える林道の開設、大規模な造成の後、使用されずに荒れ地と化した土地改良区、山を削り、沢を埋めて造られるゴルフ場など、目を覆う森林破壊が、ヤンバルクイナやノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネなど、地球上でやんばるにしかない固有の生き物たちの生息地を奪い、絶滅の危機へと追い込んでいく。今や、生息域を追われた彼らの唯一の安住の場が、八千三百ヘクタールの米軍用地(北部訓練場)であるというのが現実なのである。「祖国復帰」以来二十一年間に及ぶ国の高率補助による天然林伐採、林道開設、農地造成を始めとする山林開発はまた、深刻な水不足や赤土汚染を引き起こし、川や海の生態系を破壊し、さんごを死滅させてしまった。現在のような開発や造林に名を借りた森林の皆伐がこのまま続けば、イタジイの原生的自然林にはぐくまれてきた「東洋のガラパゴス」と呼ばれる自然の多様性は失われ、山の保水力の低下による水不足や赤土汚染がますますひどくなり、農・漁業を始め一般の県民生活にも甚大な影響を与えるばかりか、林業に携わる人々の生存権すら脅かされることは明らかである。年々進行する自然環境の破壊は、多感な青少年の心身にも見逃すことのできない影響を及ぼしている。先祖代々受け継がれ、香り高い沖縄の文化をはぐくんできたやんばるの貴重な自然を子々孫々に継承すること

は、現在に生きる私たちの歴史的責務である。ついで、次の事項について実現を図られたい。  
一、大國林道を始め、やんばる全域で現在進行中若しくは予定されているすべての林道開設、森林伐採及び山地開発を直ちに中止し、その必要性を含めて抜本的に検討し直すこと。  
二、今後返還される北部訓練場の跡地利用については、天然林の保護を第一とし、国設鳥獣保護区に移管すること。

第一二一〇号 平成五年十一月二十九日受理  
沖縄やんばるの自然保護の施策に関する請願(二通)

請願者 沖縄市松本三ノ七ノ一一 比嘉秀外二千四百十八名

紹介議員 島袋 宗康君  
この請願の趣旨は、第一二〇九号と同じである。

第一一三七号 平成五年十一月三十日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二十通)

請願者 仙台市青葉区錦町二ノ四ノ五七  
大窪和子外十九名

紹介議員 紀平 倭子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二〇九号 平成五年十二月一日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二十通)

請願者 熊本県宇土郡不知火町御領二〇五ノ九 平田ムメ外十九名

請願者 仙台市宮城野区苦竹一ノ六ノ七  
白幡譲外十九名

紹介議員 紀平 倭子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三五六号 平成五年十二月三日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十三通)

請願者 熊本県宇土郡不知火町御領二〇五ノ九 寺崎亜紀外十二名

紹介議員 紀平 倭子君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二三七二号 平成五年十二月三日受理  
沖縄やんばるの自然保護の施策に関する請願

請願者 沖縄県那覇市首里寒川町二ノ四六ノ二 下門龍伸外九百九十九名

紹介議員 刈田 貞子君  
この請願の趣旨は、第一二〇九号と同じである。

第一四〇一号 平成五年十二月三日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 長野県松本市北久里三ノ三 太田武子外四十九名

紹介議員 國弘 正雄君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四三六号 平成五年十二月六日受理  
水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(七十三通)

請願者 熊本市新屋敷二ノ二五ノ六 田上露外七十二名

紹介議員 紀平 倭子君

請願者 熊本市新屋敷二ノ二五ノ六 田上露外七十二名

紹介議員 紀平 倭子君

請願者 熊本市新屋敷二ノ二五ノ六 田上露外七十二名

紹介議員 紀平 倭子君

請願者 熊本市新屋敷二ノ二五ノ六 田上露外七十二名

紹介議員 紀平 倭子君

請願者 熊本市新屋敷二ノ二五ノ六 田上露外七十二名

紹介議員 紀平 倭子君

請願者 熊本市新屋敷二ノ二五ノ六 田上露外七十二名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願(二通)

請願者 福島県郡山市喜久田町堀内六九

遠藤時江外一名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五五八号 平成五年十二月七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 静岡県清水市河内九五二 岩崎光

雄外二十八名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五六八号 平成五年十二月七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字不

時沼一三八 真船澄外八名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

一月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一七五八号)(第一七六六号)(第一七九〇号)

第一七五八号 平成五年十二月二十日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二通)

請願者 福島県郡山市田村町金屋字漆保四

〇ノ一 横尾雅子外一名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一七六六号 平成五年十二月二十一日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(二通)

請願者 熊本市保田窪四ノ一六ノ二〇 石

井靖子外九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八三三三号 平成五年十二月二十七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十通)

請願者 熊本市保田窪四ノ一六ノ二〇 石

井靖子外九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八四八号 平成五年十二月二十八日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(十通)

請願者 川崎市宮前区菅生三ノ一四ノ七

由比恵出男外九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八五四号 平成六年一月四日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(五通)

請願者 福島県郡山市富田町字鶴崎田一ノ

二六 荒川コト外四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八五七号 平成六年一月五日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(五通)

請願者 熊本県鹿本郡植木町大字植木一八

二 堤耕一郎外四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八六四号 平成六年一月六日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(五通)

請願者 福島県郡山市開成二ノ二五ノ三

石井トキ外四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

一月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第一八六九号)(第一八八三号)

第一八六九号 平成六年一月七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(五通)

請願者 神奈川県逗子市沼間五ノ二二ノ一

四 山口千代子外四名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八八三号 平成六年一月十日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(三通)

請願者 神奈川県小田原市新屋二四四ノ一

二 山中登美子外二名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

一月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案

特定水道利水障害の防止のための水道水源域の水質の保全に関する特別措置法案

特定水道利水障害の防止のための水道水源域の水質の保全に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 指定水域の水質の保全のための施策

第一節 指定水域の水質の保全に関する計画等(第四条―第六条)

第二節 指定水域の水質の保全に資する事業

の実施等(第七條・第八條)

第三節 指定水域の水質の汚濁の防止のための

規制等(第九條・第十九條)

第四節 生活排水対策の推進等(第二十條・第二十一條)

第三章 雑則(第二十二條・第二十七條)

第四章 罰則(第二十八條・第三十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、特定水道利水障害を防止する上

で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しな

ければならない水道水源水域について、水質の保全に關し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「特定水道利水障害」とは、水道水(水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三條第一項に規定する水道により供給される水)をいう。以下同じ。

第三條 第三号の物質のうち第四項の水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成する物質であつて人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第四條 この法律において「特定項目」とは、前項の政令で定める物質の生成の原因となる物質による水の汚染状態の程度を示す項目として政令で定める項目をいう。

第五條 この法律において「水道事業者」とは、水道法第六條第一項の規定による認可を受けて同法第

三條第二項に規定する水道事業(同條第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)を経営する者及び同條第五項に規定する水道用水供給事業者をいう。

第六條 この法律において「水道水源水域」とは、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第三條第一項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)であつてその水が前項の水道事業又は水道法第三條第四項に規定する水道用水供給事業のための原水(以下「水道原水」という。)として取水施設により取り入れられるもの及びその公共用水域にその水が流入する公共用水域をいう。

第七條 この法律において「水道水源特定施設」とは、水道汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)以外の施設であつて、特定水道利水障害を生じさせるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出するものとして政令で定めるものをいう。

第八條 この法律において「水道水源特定事業場」とは、特定施設又は水道水源特定施設(第十二條第二項を除き、以下「特定施設等」という。)を設置する工場又は事業場であつて、政令で定める規模以上のものをいう。

第九條 この法律において「構造等基準に係る施設」とは、水道水源特定事業場に設置されている特定施設以外の特定施設であつて、第四條第一項の指定水域の水質の保全上その構造及び使用の方法に係る規制を行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第十條 この法律において「排水水」とは、第四條第一項の指定地域内の水道水源水域に排出される水をいう。

第十一條 (基本方針)

第三條 国は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第十二條 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 水道水源水域の水質の保全に関する基本的な指針

二 第五條第一項の水質保全計画の策定その他の次条第一項の指定水域の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、水道水源水域の水質の保全に関する重要事項

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 指定水域の水質の保全のための施策

第一節 指定水域の水質の保全に関する計画等

第四條 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、水道水源水域のうち、その水質の汚濁の状況、その水を水道原水として利用する水道水の水質の状況、水道事業者が講ずる特定水道利水障害を防止するための措置その他の事情からみてその水を水道原水として利用する水道水において特定水道利水障害が生ずるおそれがあると認められるものであつて、水道事業者がその水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であり、かつ、特定水道利水障害を防止するため水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められるものを指定水域として指定し、及び指定水域の水質の汚濁に關係があると認められる地域を指定地域として指定することができる。

第五條 水道事業者は、水道水源水域の水質の汚濁によりその供給する水道水において特定水道利水

障害が生ずるおそれがあると認められる場合において、その水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であるときは、総理府令で定めるところにより、その水道水源水域に係る水道原水の取水地点をその区域に含む都道府県の知事に對し、前項の申出をするよう要請することができ

る。

第六條 水道事業者が特定水道利水障害に關し水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第 号)第四條第一項の規定による要請をしたときは、その水道事業者は、前項の規定による要請をしたものとみなす。この場合において、同條第一項の規定による要請を受けた都府県が前項の都府県と異なるときは、その要請を受けた都府県の知事は、その旨を同項の都府県の知事に對し通知しなければならない。

第七條 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、その指定に係る水域又は地域を管轄する都道府県知事(同項の申出をした都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければならない。

第八條 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、關係市町村長の意見を聴くとともに、その申出又は意見に係る水道水源水域の水を水道原水として利用する水道事業者(第二項の規定による要請をした水道事業者を除く。)がその水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であるかどうかについて、総理府令で定めるところにより、その水道事業者の意見を聴かなければならない。

第九條 内閣総理大臣が第一項の規定による指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

第十條 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8 第一項の規定による指定の変更又は解除は、都道府県知事の申出に基づき行うものとする。この場合において、都道府県知事は、事情の変化により同項の規定による指定の変更又は解除の必要が生じたと認めるときは、その旨の申出をしなければならない。

9 第二項から第七項までの規定は第一項の規定による指定の変更について、第四項から第七項までの規定は第一項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第二項中「前項の申出」とあり、第四項中「同項の申出」とあるのは「第八項の申出」と、第五項中「水道事業者（第二項の規定による要請をした水道事業者を除く。）」とあるのは「第一項の規定による指定の解除については「水道事業者」と読み替えるものとする。

（水質保全計画）

第五條 都道府県知事は、指定水域の水質の保全のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に基づき、指定地域において特定水道利水障害を防止するため指定水域の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「水質保全計画」という。）を定めなければならない。

2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定水域の水質の保全に関する方針
  - 二 水道事業者が指定水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとする措置
  - 三 指定水域の水質の保全に関する目標
  - 四 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の指定水域の水質の保全に資する事業に関する事項
  - 五 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制その他の措置に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、指定水域の水質の保全のために必要な措置に関する事項
- 3 前項第二号に規定する措置は、前条第二項の規定による要請をし、又は同条第五項の意見を

述べた水道事業者が講ずべき措置であつて、その要請をし、又は意見を述べた際その要請又は意見に係る水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとしているものとする。

4 都道府県知事は、水質保全計画を定めるに当たっては、水道事業者の第二項第二号に規定する措置を踏まえて指定水域の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある対策が適切に講じられるよう配慮しなければならない。

5 指定地域において水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第五条第一項の規定により都道府県計画が定められ、又は同法第七条第一項の規定により河川管理者事業計画が定められるときは、水質保全計画は、その都道府県計画又は河川管理者事業計画と一体のものとして作成することができる。

6 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて水質保全計画を定めるものとする。

7 都道府県知事は、水質保全計画を定めようとするときは、都道府県環境審議会、その水質保全計画に定められる第二項第四号に規定する事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長から意見を聴き、指定水域の水を水道原水として利用する水道事業者から第二項第二号に掲げる事項について聴取し、かつ、指定地域内の水道水源水域を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条）において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）に協議しなければならない。

8 都道府県知事は、水質保全計画を定めようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、協議を受けた水質保全計画の案を公害対策会議に報告するとともに、その水質保全計画の案について公害対策会議の議を経て決定した方針に基づきその協議に応じなければならない。

9 都道府県知事は、前項の規定による協議と併

せて、指定水域の水質の保全に関する普及啓発並びに指定水域及び水道水の水質の測定に関する事項であつてその協議に係る水質保全計画の達成に必要なものについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、水質保全計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 水質汚濁防止法第二十一条第二項の規定は、第七項の規定により都道府県環境審議会の意見を聴く場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の事務を行う」とあるのは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第五条第七項の規定により意見を述べると読み替へるものとする。

12 第四項から前項までの規定は、水質保全計画の変更について準用する。この場合において、第九項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する前項」と、前項中「規定は、第七項」とあるのは「規定は、次項において準用する第七項」と、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第五条第七項」とあるのは「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第五条第七項」と読み替へるものとする。

（水質保全計画の達成の推進）

第六條 国及び地方公共団体は、水質保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 指定水域の水質の保全に資する事業の実施等

（指定水域の水質の保全に資する事業の実施）

第七條 水質保全計画に定められた事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（助言その他の措置）

第八條 国は、地方公共団体が水質保全計画に定められた事業を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に對し、助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

第三節 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制等

（基準の設定）

第九條 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場から排出される排水の特定項目で示される汚染状態について、総理府令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための排水基準（以下「特定排水基準」という。）を定めなければならない。

2 特定排水基準は、水道水源特定事業場について、特定項目の項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、指定地域内の構造等基準に係る施設について、総理府令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための構造及び使用の方法に関する基準（以下「構造等基準」という。）を定めなければならない。

4 都道府県知事は、特定排水基準及び構造等基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（基準の遵守義務等）

第十條 水道水源特定事業場から排水を排出する者は、その水道水源特定事業場の排水口（排水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水について特定排水基準を遵守しなければならない。

2 水道水源特定事業場から排水を排出する者は、総理府令で定めるところにより、その排水の特定項目で示される汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3 指定地域において構造等基準に係る施設を設置している者は、その施設に係る構造等基準を

遵守しなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第十一條 工場又は事業場から排水を排出する者は、水道水源特定施設(次項に規定するものを除く。次条第一項において同じ。)を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 水道水源特定施設の種類

四 水道水源特定施設の構造

五 水道水源特定施設の使用の方法

六 汚水等(特定施設等から排出される汚水又は廃液をいう。以下同じ。)の処理の方法

七 排水水の特定項目に係る汚染状態及び量

八 その他総理府令で定める事項

2 工場又は事業場から排水を排出する者は、特定施設を設置し、又は水質汚濁防止法第二條第三項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第十一條の二の政令で定める施設及び湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四條の政令で定める施設を含む。)であつて水道水源特定施設であるものを設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 排水水の特定項目に係る汚染状態及び量

二 その他総理府令で定める事項

(経過措置)

第十二條 一の施設が水道水源特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この条において同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において水道水源特定施設を設置している者であつて、その水道水源特定施設を設置する工場又は事業場から排水水を

排出するものは、その施設が水道水源特定施設となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設又は前条第二項に規定する水道水源特定施設(以下この項において「特定施設等」という。)となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において特定施設等を設置している者であつて、その特定施設等を設置する工場又は事業場から排水水を排出するものは、その施設が特定施設等となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(特定施設等の構造の変更等の届出)

第十三條 第十一條又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第十一條第一項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十一條第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十一條第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る水道水源特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第十四條 水質汚濁防止法第十一條第一項及び第二項の規定は、第十一條又は第十二條の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一條第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた

日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(勧告及び命令)

第十五條 都道府県知事は、第十一條又は第十三條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設等を設置する水道水源特定事業場の排水口において排水水の汚染状態が特定排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その特定施設等の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法に関する計画の変更を勧告することができる。

2 都道府県知事は、水道水源特定事業場から排水水を排出する者が、その水道水源特定事業場の排水口において汚染状態が特定排水基準に適合しない排水水を排出していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その水道水源特定事業場に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法を改善し、その水道水源特定事業場からの排水水の排出を一時停止し、その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、指定地域において構造等基準に係る施設を設置している者がその施設に係る構造等基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設等を使用しているとき、又は前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、これらの者に対し、期限を定めて、これらの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 前三項の規定は、特定排水基準の適用の際現に特定施設等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る水道水源特定事業場

及び構造等基準の適用の際現に構造等基準に係る施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)に係る構造等基準に係る施設については、これらの基準の適用の日から六月間(その水道水源特定事業場に係る特定施設等又はその構造等基準に係る施設(以下この項において「適用除外に係る特定施設等」という。)が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、これらの基準の適用の際現に水道水源特定事業場又は構造等基準に係る施設について地方公共団体の条例の規定で第一項から第三項までの規定に相当するものが適用されているとき、これらの基準の適用の日以降適用除外に係る特定施設等について第十一條第一項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第二項各号若しくは水質汚濁防止法第五條第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更(総理府令で定める軽微な変更を除く。)があつたとき、並びにこれらの基準の適用の日以降その水道水源特定事業場に適用除外に係る特定施設等以外の特定施設等が設置されたときは、この限りでない。

6 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項から第四項までの規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないようこれらの規定による勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(適用除外等)

第十六條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八條第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設等を設置する同法第二條第二項本文に規定する鉱山から排水水を排出する者及び当該鉱山に当該特定施設等を設置する者に関しては当該鉱山について、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二條第七項に規定する電気工作物である特定施設等を設置する工場又は事業場から排水水を排出する者及び当該特定施設等を設置する者に関しては当該

特定施設等について、第十一条から前条までの規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第十一条、第十三条又は第十四条第二項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による前項に規定する特定施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があったときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設等を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する特定施設等に係る排水が特定排水基準に適合していないと認めるときは、又は当該特定施設等がその特定施設等に係る構造等基準に適合していないと認めるときは、行政機関の長に対し、前条の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

4 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、前項の規定による要請について準用する。

（指導等）

第十七条 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場から排水を排出する者及び構造等基準に係る施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において汚水、廃液その他の物で指定水域における第二項第一項の政令で定める物質の生成の原因となる物質による水質の汚濁の原因となるものを水道水源水域に排出するものに対し、指定水域の水質の保全のために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（報告及び検査）

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水道水源特定事業場から排水を排出する者又は指定地域において構造等

基準に係る施設を設置する者に対し、特定施設等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定施設等を設置する場所に立ち入り、その特定施設等その他の物件を検査させることができる。

2 水質汚濁防止法第二十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（事業者への支援）

第十九条 国は、指定地域において事業者が行う汚水等による水質の汚濁の防止のための施設の整備について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第四節 生活排水対策の推進等

（生活排水対策の推進）

第二十条 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水質汚濁防止法第十四条の六第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。

（普及啓発等）

第二十一条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、水道水源水域の水質の保全に関し、普及啓発を図るとともに、国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第三章 雑則

（資料の提出の要求等）

第二十二条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定水域の水質の保全に関して意見を述べることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定水域の水質の保全に関して意見を述べることができる。

る。

3 河川管理者その他指定地域内の水道水源水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に関しその水道水源水域の管理上必要があるとして認めるときは、都道府県知事に対し、指定水域の水質の保全に関して意見を述べることができる。

（水道事業者の水道水の水質記録の提出の要求）

第二十三条 都道府県知事は、水質保全計画の達成に資するため必要があると認めるときは、第五条第二項第二号に規定する水道事業者に対し、指定水域の水を水道原水として利用する水道水について水道法第二十条第二項の規定により作成した記録の提出を求めることができる。

（測定計画）

第二十四条 都道府県知事は、水道水源水域における特定項目で示される水質の汚濁の状況が的確に把握されるよう水質汚濁防止法第十六条第一項の測定計画を作成するものとする。

（研究の推進等）

第二十五条 国は、特定水道利水障害の防止のために必要な汚水等の処理に関する技術の研究その他の水道水源水域の水質の保全に関する研究を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

（経過措置）

第二十六条 この法律の規定に基づき政令又は総理府令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は総理府令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（事務の委任等）

第二十七条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条第一項及び第八項、第五条第一項、第九条第一項及び第三項、第二十三条並びに第二十四条に規定する事務を除く。）は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域につ

いては、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

第四章 罰則

第二十八条 第十五条第四項の規定による命令に違反した者（次条に規定する者を除く。）は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第十五条第三項の規定による勧告に係る同条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十一条又は第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第十三条第二項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）附

則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間においては、第五条第七項及び第十一項中「都道府県環境審議会」とあるのは、「都道府県公害対策審議会」とする。

(環境庁設置法の一部改正)

第三条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)」を、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第 号)」に改める。

一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(第二〇一三三号)

第二〇一三三号 平成六年一月二十日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願(四十一通)

請願者 長野県塩尻市大字宗賀二、九一九 関戸外四十名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五号中正誤

ページ 段 行 誤

三 一 三 動議 正  
四 二 三 動議 正  
四 二 三 動議 正  
四 二 三 動議 正

平成六年二月一日印刷

平成六年二月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E